

委託契約書（案）

1. 委託業務の名称 : 令和6年度介護職魅力発信PR映像作成業務(求職者向け)

2. 委託期間 : 着手 令和__年__月__日
完了 令和7年 3月31日

3. 契約金額 : 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)

「取引に係る消費税及び地方消費税の額は」、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4. 契約保証金 : _____

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と受託者 _____（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

(総則)

第1条 乙は、本契約書に定めるほか、別添案仕様書に基づき、上記の契約金額及び委託期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

(実施計画書)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を契約締結日の日より14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容
- (2) 実施方法
- (3) 実施体制
- (4) 実施スケジュール
- (5) 経費積算内訳

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする。

- 2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障の及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定による実施計画書の変更がある場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。
- 4 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天変地異等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

- 2 前項の変更に係る手続きについては、乙が委託業務実施計画変更申請書を原則として頭書の委託契約期間末日の14日前までに(前項第2号の変更にあつては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて20%を超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約のプロポーザル参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約の解除及び違約金)

第7条 甲は、乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、延滞日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年 2.5 パーセントの割合の違約金を徴することができるものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 8 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第 20 条第 1 項第四号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報/報告)

第 9 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権の使用)

第 10 条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続きをとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(中間報告)

第 11 条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

第 12 条 乙は、委託業務が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書及び委託料収支精算報告書を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。

2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、乙に対し、不十分な部分について追加を求めることができる。

3 前項の追加分については、乙の自己負担により速やかに実施しなければならない。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第13条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費内訳明細書に記載された経費の内訳について、項目のそれぞれについて20%以内限り、流用することができる。

(帳簿等の整備)

第14条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が常時使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込依頼書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第2項の帳簿及び書類の保存期間は、委託業務が完了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(検査)

第15条 甲は、第12条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受領したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所（乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ）に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第2項の検査に立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(額の確定)

第16条 甲は、前条第1項及び第2項の検査の結果、第12条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(委託料の支払い)

第 17 条 乙は、第 16 条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書の提出を受けた日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。前条第 1 項の通知を受けたときは、支払請求書により確定額を請求するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は乙の請求に基づき、必要があると認めたときは、概算払をすることができる。甲は当該請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

3 乙は、前項の概算払により支払を受けた委託料について、適正な執行と効率的な運用を図るとともに本事業以外に使用してはならない。

4 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(成果物の帰属)

第 18 条 本件業務に基づき、乙が甲のために作成した成果物（中間成果物を含む）に係る著作権は、プログラム等の著作権（登録の申請有無を問わない）を除き、甲に帰属するものとし、当該成果物の著作権には著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

(3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 21 条 甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第 22 条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められる時は、乙の施設等に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第 1 項から第 3 項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(取得した個人情報の管理)

第 23 条 乙は、委託業務を実施した際に取得した個人情報については、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(危険負担等)

第 24 条 第 7 条又は第 19 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払い義務を免れるものとする。

2 第 20 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分について履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

3 第 21 条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第 25 条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇業者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 26 条 甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認

を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 27 条 甲は、提出された成果物に関して、1 年以内に限り、乙の責めに帰すべき契約の内容に適合しない部分（以下「契約不適合部分」という。）があるときは、契約の補修を求めることができる。

2 甲は、乙が同意したときは、前項の契約不適合部分の修補に代えて、乙に損害の賠償を請求することができる。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 28 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他定めのない事項等の取扱)

第 29 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 30 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。